

## 川崎市病院局職員の給与の支給手続に関する要綱

平成19年10月19日  
19川病総庶第605号

(趣旨)

第1条 この要綱は、給与の支給を適正かつ円滑に処理するため、支払手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給与 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年条例第59号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される川崎市病院局企業職員の給与に関する規程（平成17病院局規程第14号）、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年条例第32号）及び川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年病院局規程第24号。以下「給与支給規程」という。）に規定する給与（川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第7条に規定する退職手当を除く。）をいう。

(2) 職員 前号に掲げる給与を受ける者をいう。

(3) 口座振込 給与支給規程（この規程の例によるものを含む。）第40条の規定により給与を口座振替の方法により支払うことをいう。

(支出の方法)

第3条 給与の支出は、資金前渡によるものとする。

(前渡金管理者等の設置)

第4条 前条の資金前渡を受ける者として前渡金管理者を置き、前渡金管理者は総務部庶務課長とする。

2 前項の前渡金管理者から職員に支払うための前渡金の受領を受ける者は、

川崎市病院局会計規程（平成17年病院局規程第36号。以下「会計規程」という。）第44条に規定する職員（以下「前渡金受領者」という。）とする。

3 前渡金受領者は、あらかじめ給与担当者を指定し、給与の支払に係る業務を行わせることができる。

4 口座振込により給与の全額又はその一部を受領する職員については、川崎市病院局職員の給与の口座振込取扱要綱（平成18年3月31日17川病総庶第1166号。以下「口座振込要綱」という。）の定めるところによりその全額又は一部を出納取扱金融機関を経由して職員の指定する口座に振り込むものとする。

（印鑑の届出）

第5条 前渡金受領者及び給与担当者は、給与の受領に使用する印鑑をあらかじめ給与金受領印鑑簿（第1号様式）により前渡金管理者に届け出なければならない。なお、出納取扱金融機関を経由して給与を受領する前渡金受領者は、給与金受領印鑑簿を届け出るとともに、給与金受領印鑑届（第2号様式）を当該金融機関に届け出なければならない。

（支出の手続）

第6条 前渡金管理者は、給与の支払期ごとに会計規程第28条に基づき、所定の支出手続をとらなければならない。

（給与の支払及び受領）

第7条 前渡金管理者は、給与金支払額通知書（第3号様式）により前渡金受領者に通知する。この場合、給与金受領書（第4号様式）、給与現金支給簿（第5号様式）、給与支給明細書・口座振込通知書（第6号様式）及びその控え（第7号様式）を併せて送付しなければならない。

2 前渡金受領者は、給与の支給日に給与金受領書と引換えに給与を受領する

ものとする。

- 3 前渡金受領者は、前項の規定により受領した給与に給与支給明細書・口座振込通知書を添えて、ただちに職員に支払わなければならない。
- 4 職員が給与の支払を受けるとき（口座振込の方法によって給与の全額の支払を受けるときを除く。）は、給与現金支給簿の所定の欄に受領印を押印しなければならない。
- 5 前渡金管理者及び前渡金受領者は、給与現金支給簿、給与支給明細書・口座振込通知書及びその控え、給与の取扱いに際し、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（口座振込による給与の取扱）

第8条 前渡金受領者の所管に属する職員全員が口座振込の方法によって給与の全額の支払を受ける場合には、前条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

- （1）前渡金管理者は、給与金支払額通知書、給与支給明細書・口座振込通知書及びその控えを前渡金受領者に送付する。
- （2）前渡金受領者は、前号の規定により送付を受けた口座振込通知書を給与の支給日までに職員に交付しなければならない。
- （3）前渡金管理者及び前渡金受領者は、給与支給明細書・口座振込通知書及びその控えの取扱いに際し、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（支払完了の報告）

第9条 前渡金受領者は、給与を支払った後、速やかに給与現金支給簿の所定欄に支払完了の印を押印し、前渡金管理者に提出しなければならない。

- 2 口座振込の方法によって給与を支払った場合、口座振込要綱の規定に基づき、別表に定める出納取扱金融機関及びゆうちょ銀行が振込報告を行う。

(精算)

第10条 前渡金管理者は、会計規程第46条の規定に基づき、精算するものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第9条第2項関係)

出納取扱金融機関	株式会社横浜銀行川崎支店
株式会社ゆうちょ銀行	川崎店

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	給与金受領印鑑簿	第5条
2	給与金受領印鑑届	第5条
3	給与金支払額通知書	第7条、第8条
4	給与金受領書	第7条
5	給与現金支給簿	第7条
6	給与支給明細書・口座振込通知書	第7条、第8条
7	給与支給明細書控	第7条、第8条